

# 医療安全管理に関する取組事項

## 1. 医療安全管理に関する基本的考え方

効果的な安全管理体制を構築し、組織全体で適切な医療事故防止対策を展開します。患者・家族と医療従事者のパートナーシップを強化し、安全で質の高い医療が提供できるように努めます。

## 2. 医療安全管理者の配置についての事項

医療安全管理体制を確立し、日常的に医療安全防止に係わる業務を効果的に行うことを目的とし医療安全推進室を設置し、医療安全管理者を配置しています。

## 3. 医療安全に関する職員研修についての事項

安全管理の基本的な考え方及び具体的方策について、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

## 4. 報告等に基づく医療安全確保のための改善方策に関する基本方針

医療事故が発生した場合は医療安全管理者に速やかに報告され、報告されたレポート内容をまとめ、分析・検討を行い医療事故防止に活用します。

## 5. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者さんやご家族等からの苦情及び相談に応じるために、患者相談窓口を設置しています。

## 6. その他院内における医療安全管理の推進のために必要な基本方針

医療安全管理の推進のため「医療安全管理マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。

北海道立羽幌病院